

令和2年4月10日

関係者各位

税理士法人東海浜松会計事務所  
代表社員 竹内 一登

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する弊社の対応方針について

税理士法人東海浜松会計事務所は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、顧問先企業様、関係企業様、弊社社員およびそのご家族の安全・健康確保を考慮し、以下の対応を実施します。

### 【対応方針】

#### 1.通常業務について

- ・公共交通機関による通勤を止め、社用車及び自家用車の乗合せによる出勤を行います。
- ・緊急を要する業務等を除き、国内外問わず社員の出張を原則禁止とします。
- ・やむを得ず訪問する際は、訪問が可能かどうかに加え、面談方法も電話連絡で確認の上、訪問します。
- ・訪問する際は、常時マスク着用とし、除菌対策等を行ったうえで、訪問します。
- ・人との距離（ソーシャルディスタンス）を意識し、周囲に配慮した行動を心がけます。
- ・関係者様との面談は、当面、可能な限りWEB等を利用した面談へのご協力をお願いします。
- ・弊社入居ビルの措置に従い、弊社内での関係者との面談を当面の間、控えさせていただきます。
- ・関係者の皆様からのお届け物等については、1階の電話を通した上で対応させていただきます。
- ・業務関係上入室が必要な方は、検温及び受付表記入をお願いします。

#### 2.その他

- ・毎日、出勤前に自宅で体温を測り、記入用紙へ記録します。
- ・外出から戻った際にも、手洗い・うがい・消毒を行います。
- ・2時間おきに事務所を換気し、事務所内の空気を定期的に入れ替えます。
- ・風邪症状（咳や37.5℃以上の発熱等の諸症状）がある社員には自宅待機を指示します。
- ・体温が37.0℃以上場合には、個別に体調を確認し、有給休暇取得を推進します。
- ・家族等、社員の身近に感染者または濃厚接触者と認定された方がいる場合は、その旨を会社に報告し、感染の疑いがある場合は自宅待機を指示します。

関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も社内外への感染被害抑止と弊社社員の安全・健康確保を最優先に、行政等からの発表に基づき、対応方針を迅速に決定してまいります。

何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 東海浜松会計グループ  
総務部 電話 052-455-2181